

大阪市保育人材確保対策事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条第1項に基づき市長が確認した特定教育・保育施設及び同法第43条第1項に基づき市長が確認した特定地域型保育事業者の運営にかかる大阪市保育人材確保対策事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めることを目的とする。

(補助の対象及び補助額)

第2条 補助の対象となる施設及び事業は、次表のとおり、各対象施設（大阪市内に設置された特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所で、大阪市立児童福祉施設条例第1条に規定する別表第1の施設のうち、業務委託契約により民間法人が運営する施設（以下「公設置民営保育所」という。）を除いた公立施設及び大阪市立学校設置条例（昭和39年大阪市条例第57号）に掲げる幼稚園を除く。）が実施する各事業とする。

保育所	認定こども園			小規模保育事業	事業所内保育事業	家庭的保育事業	公設置民営保育所
	幼保連携型	保育所型	幼稚園型				
保育補助者雇上げ強化事業	○	○	○	—	○	○	—
保育体制強化事業	保育支援者の配置	○	○	○	—	—	—
	児童の園外活動時の見守り等をする保育支援者の配置	○	○	○	○	○	○
	スポット支援員となる保育支援者の配置	○	○	○	○	○	○

2 前項に定める各事業の内容（目的、補助要件、補助対象及び算定基準）は、別紙1から別紙2のとおりとする。

- (1)保育補助者雇上げ強化事業（別紙1のとおり）
- (2)保育体制強化事業（別紙2のとおり）

3 補助金の額は、各事業の経費の額又は算定基準により算出した額のいずれか少ない方の額（1,000円未満の金額については、これを切り捨てる。）の合算額とし、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、大阪市保育人材確保対策事業補助金交付申請書（様式第1号）に規則第4条各号に掲げる事項を記載し、補助事業の属する年度内の5月末日までに市長に提出しなければならない。

ただし、年度途中に開所する施設及び年度途中に事業を開始した施設（補助事業の属する年度内の5月末日までに補助金の交付申請をした者は除く。）において

は、事業開始日から 30 日以内とする。

2 前項の申請書には、本市所定の次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1)事業計画書
- (2)収支予算書
- (3)月次利用報告書
- (4)別紙 1 から別紙 2 までに記載の書類

(交付決定)

第4条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、法令等に違反しないかどうか、補助事業の目的、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、補助金の交付の決定をしたときは、大阪市保育人材確保対策事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

2 市長は、前項の調査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、理由を付して、大阪市保育人材確保対策事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付申請の提出期限から 60 日以内を標準的な処理期間とし、当該申請に係る補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

4 前項の規定は、交付申請に添付すべき書類が全て添付されている事業にのみ適用し、交付申請に添付すべき書類が添付されていない事業については、全ての書類が添付されてから 60 日以内に交付決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

(申請の取下げ)

第5条 補助金の交付の申請を行った者は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又は規則第5条第1項の規定によりこれに付された条件に不服があり申請を取り下げようとするときは、大阪市保育人材確保対策事業補助金交付申請取下書（様式第4号）により申請の取下げを行うことができる。

2 申請の取下げができる期間は、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して 10 日とする。

(交付の時期等)

第6条 市長は、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の完了前に、その全部又は一部を概算払することができる。

2 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前項の規定による概算払による交付を受けようとする場合は、第4条第1項に基づき決定された補助金の額の範囲内で概算払による交付を市長に請求することができる。

- 3 市長は、前項の規定による請求を受けた場合において、概算払の必要性を精査し、必要と認めたときは、当該請求を受けた日から 30 日以内に当該請求に係る補助金を支出するものとする。
- 4 市長は、前 3 項のほか、第 12 条の規定による補助金の額が確定した後に補助事業者から請求を受けたときは、当該請求を受けた日から 30 日以内に当該請求にかかる補助金を交付するものとする。

(補助事業の変更等)

第 7 条 補助事業者は、補助事業の内容等の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、補助事業の属する年度内の 2 月末日までに大阪市保育人材確保対策事業補助金変更承認申請書（様式第 5 号）を、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、補助事業の属する年度内の 2 月末日までに大阪市保育人材確保対策事業補助金中止・廃止承認申請書（様式第 6 号）を市長に対し提出しなければならない。

- 2 前項の軽微な変更は別紙 1 から別紙 2 までに記載のとおりとする。ただし、補助事業の目的に変更のない場合に限る。
- 3 第 1 項の大坂市保育人材確保対策事業補助金変更承認申請書（様式第 5 号）には、本市所定の次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 収支予算書
- (2) 月次利用報告書
- (3) 別紙 1 から別紙 2 までに記載の書類

- 4 市長は、第 1 項の規定により大阪市保育人材確保対策事業補助金変更承認申請書（様式第 5 号）の提出があったときは、これを審査し、補助事業変更が適当と認める場合は、補助事業の属する年度内の 3 月末日までに大阪市保育人材確保対策事業補助金変更承認通知書（様式第 7 号）により、その旨を補助事業者に通知する。また、第 1 項の規定により大阪市保育人材確保対策事業補助金中止・廃止承認申請書（様式第 6 号）の提出があったときは、これを審査し、補助事業の中止又は廃止が適当と認める場合は、大阪市保育人材確保対策事業補助金中止・廃止承認通知書（様式第 8 号）により、随時、その旨を補助事業者に通知する。
- 5 市長は、補助事業変更が不適当と認めたときは、理由を付して、大阪市保育人材確保対策事業補助金変更不承認通知書（様式第 9 号）により補助事業者に通知する。

(事情変更による決定の取消し等)

第 8 条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- 2 前項の取消し又は変更を行った場合においては、市長は、大阪市保育人材確保対策事業補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書（様式第 10 号）により補助事業者に通知するものとする。

- 3 市長は、補助金の交付の決定の取消し又は変更により特別に必要となった次に掲げる経費に限り、補助金を交付することができる。
 - (1)補助事業に係る機械器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
 - (2)補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費
- 4 第3条から前条までの規定は、前項の規定による補助金の交付について準用する。
- 5 補助事業者は、第2項の規定による通知を受けた場合において、取消し又は変更後の補助金の額が既に交付を受けた補助金の額を下回っているときは、通知を受けた日から20日以内に、既に交付を受けた補助金の額から取消し又は変更後の補助金の額を差し引いた額を市長が発行する納付書により戻入しなければならない。
- 6 補助事業者が前項の規定により戻入する補助金の額は、第3項の規定による補助金の交付がある場合には、当該補助金の額と相殺することができる。

(補助事業の適正な執行)

第9条 補助事業者は、補助金の他の用途への使用をしてはならない。

(立入検査等)

第10条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、補助事業者に対して報告を求め、又は補助事業者の承諾を得た上で職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

(実績報告)

第11条 補助事業者は補助事業が完了したとき（補助事業が継続して行われている場合には各年度の末日）又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、大阪市保育人材確保対策事業補助金実績報告書（様式第11号）に規則第14条各号に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の報告書には、本市所定の次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1)事業報告書
 - (2)収支決算書
 - (3)月次利用報告書
 - (4)別紙1から別紙2までに記載の書類

(補助金の額の確定等)

第12条 市長は、前条第1項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査及び領収書等根拠資料の現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定

し、大阪市保育人材確保対策事業補助金額確定通知書（様式第12号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の精算）

- 第13条 補助事業者は、前条の規定による補助金の額の確定に係る通知を受けたときは、速やかに、大阪市保育人材確保対策事業補助金精算書（様式第13号）（以下、「精算書」という。）を作成しなければならない。ただし、年度の末日まで補助事業が行われている場合又は補助事業が継続して行われている場合にあっては、概算払による交付を受けた日の属する年度の末日に作成するものとする。
- 2 補助事業者は、精算書を当該補助事業の完了後10日以内（補助事業が継続して行われている場合には各年度の末日から10日以内）に市長に提出しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、あらかじめ提出した収支決算書に概算払に係る精算内容を表記し、かつ、収支決算書により表記された決算金額と前条により通知された金額に相違がないときは、収支決算書を提出したことをもって、精算書を提出したものとみなす。
- 4 市長は、第1項の規定による精算書又は前項の収支決算書の内容を精査し、精算により剰余又は不足が生じていると認める場合には補助事業者あて通知しなければならない。
- 5 補助事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、本市が指定する日までに、剰余金を市長が発行する納付書により戻入し、又は速やかに不足額に係る請求をしなければならない。
- 6 市長は、前項の規定による不足額に係る請求を受けたときは、当該請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を支出するものとする。

（決定の取消し）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金交付決定等の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1)虚偽の申請その他の不正な行為により、補助金交付決定等を受けた場合
(2)補助金交付決定等の内容及びこれに付した条件その他法令等に違反した場合
(3)補助金を他の用途へ使用した場合
(4)第17条第2項第2号から第3号までに規定する書類、帳簿等が保管されていないため、補助事業の実績確認が適切にできない場合
(5)その他、市長が不適当と認める事由が生じた場合
- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 市長は、第1項に規定する取消しを行ったときは、理由を付して補助事業者に大阪市保育人材確保対策事業補助金交付決定取消通知書（様式第14号）により通知するものとする。

(補助金の返還)

第 15 条 市長は、前条第 1 項の規定により補助金交付決定等を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求め、大阪市保育人材確保対策事業補助金返還決定通知書（様式第 15 号）により補助事業者に通知するものとする。

- 2 前項の通知があったときは、当該補助事業者は返還を求められた額を本市が定める期日までに大阪市あて納付しなければならない。
- 3 補助事業者は、第 1 項の通知を受けたときは、規則第 19 条の規定に基づき、加算金及び返還金を納付しなければならない。

(補助金の額の更正等)

第 16 条 第 11 条に定める実績報告に誤りがあり、各事業の補助金に剩余が生じていたことが確認された場合には、市長は、第 12 条に定める額の確定後もその剩余金を返還させることができるものとし、補助事業者に大阪市保育人材確保対策事業補助金額更正通知書兼返還決定通知書（様式第 16 号）により通知し、補助事業者は、その剩余金を本市が定める期日までに返還しなければならない。（ただし、第 14 条の取消事由にあたる場合を除く。）

- 2 前項の規定により返還を求められた補助事業者が納期日までに納付しなかったときは、税外歳入に係る延滞金及び過料に関する条例（昭和 39 年大阪市条例第 12 号）第 2 条の規定により算出した延滞金を本市に納付しなければならない。
- 3 前項の規定により延滞金を納付しなければならない補助事業者が返還を求められた剩余金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(関係書類の整備)

第 17 条 補助事業者は、補助事業に係る活動実績及び経費の収支を明らかにした書類、帳簿等（以下「関係書類」という。）を常に整備し、第 12 条の通知を受けた日の属する年度の 3 月 31 日から 5 年を経過する日まで保存しなければならない。

- 2 前項の関係書類は、次の各号に掲げるものである。
 - (1) 第 11 条第 2 項に規定の書類
 - (2) 職員（業務委託により勤務する職員を含む。）の雇用実態が分かる書類（契約書・資格証・職員の出勤及び退勤時間が記録された書類等）
 - (3) その他、補助事業の活動実績等が明確にされている書類

附 則

- 1 この要綱は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和6年7月22日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
(交付申請)
- 2 第3条の規定による交付申請の時期については、令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間に限る。）においては、同条第1項中年度内の「5月末日」とあるのは、「7月31日」とする。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年11月1日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年11月26日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
(交付申請)
- 2 第3条の規定による交付申請の時期については、令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間に限る。）においては、同条第1項中年度内の「5月末日」とあるのは、「11月30日」とする。

別紙 1

保育補助者雇上げ強化事業

目的	保育士の補助を行う保育士資格を持たない職員（以下「保育補助者」とする。）及び保育士として職場復帰を目指す保育士（以下「有資格保育補助者」とする。）を保育所等に勤務する保育士の補助を行う者として雇上げる際に必要な費用を補助することにより、保育園等における保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的とする。									
補助要件	<ul style="list-style-type: none"> 保育補助者及び有資格保育補助者（以下「保育補助者等」とする。）（配置基準数※に含まれている者および処遇改善等加算（区分2を除く）を含む他の加算・雇用経費の補助事業の対象となる者を除く。）を、新たに1人以上雇用すること。なお、本事業により新たに雇上げを行った保育補助者等は、雇上げを行った年度の翌年度以降も引き続き、本事業の対象者とすることができます。ただし、有資格保育補助者としての従事期間は採用から1年を限度とする。 保育補助者は、「子育て支援員研修『地域保育コース』（地域型保育）」（「保育ママ事業」における基礎研修を含む）を受講完了した者とする。ただし、雇用時点において当該要件を満たさない場合においては、厚生労働省子ども家庭局保育課発出の平成30年9月13日付け事務連絡に記載された保育に関する40時間以上の実習（以下「実習」とする。）を修了し、かつ雇用した当該年度中に「子育て支援員研修『地域保育コース』（地域型保育）」の受講を完了すれば、実習を開始した日から補助要件に該当するものとする。 有資格保育補助者は、保育士資格を有する者であって現に保育士として就業していない者であること。 有資格保育補助者は保育士登録日又は指定養成施設等の卒業のどちらか遅い日より1年以上経過していること。 保育補助者等の配置による具体的な改善計画として「保育補助者等の配置にかかる改善計画書」（別紙1－1－1）を提出し、かつ、当該計画に基づき改善を行うこと。 保育補助者等の出退勤時間を必ず記録すること。 保育園等は、保育補助者が保育士資格の取得ができるように努めること。 									
補助対象	月の初日時点で補助要件を満たす月分の保育補助者等の雇用に要する経費									
算定基準	<ul style="list-style-type: none"> 保育補助者等1人あたりの年額に、4月1日時点（年度途中開設施設については事業開始日時点）の利用定員により算出される人数を上限に、実際に配置している人数を乗じて、以下のとおり算出する。なお、1人が1年間（12か月）通して対象となる場合は年額、11か月以下の対象となる場合は、対象となる月数に月額を乗じて得た額とする。 <table> <tbody> <tr> <td>保育補助者等1人につき</td> <td>年額 3,255,000円</td> <td>（月額 271,250円）</td> </tr> <tr> <td>　　・利用定員120人以下</td> <td>1名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>　　・利用定員121人以上</td> <td>最大2人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	保育補助者等1人につき	年額 3,255,000円	（月額 271,250円）	・利用定員120人以下	1名		・利用定員121人以上	最大2人	
保育補助者等1人につき	年額 3,255,000円	（月額 271,250円）								
・利用定員120人以下	1名									
・利用定員121人以上	最大2人									

※ 配置基準数 公定価格の基本分単価に含まれる保育士等の数に、公定価格の各加算の適用要件及び他の事業の実施要件として配置が必要となる職員の数を加えた数をいう。

要綱第3条第2項（交付規則第4条の市長が必要と認める添付書類）

- 保育補助者等の配置にかかる改善計画書（別紙1－1－1）
- 補助対象職員の雇用契約書等の写し
正規職員の場合は、雇用契約書等の雇用開始日がわかる箇所の写し及び就業規則の勤務時間が定められた箇所の写し
- 子育て支援員研修修了証書『地域保育コース』（地域型保育）等（修了者のみ）【*保育補助者の場合】
- 補助対象職員が事業開始時点で保育士資格を持たないことを証明するもの【*保育補助者の場合】
- 補助対象職員の保育士登録証の写し【*有資格保育補助者の場合】
- 補助対象職員が保育補助者として他施設で従事した期間を証明する書類（履歴書の写し及び過去に勤務していた施設が作成した勤務証明書の写し）
(雇用開始日以前に子育て支援員研修『地域保育コース』（地域型保育）を終了し、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を除く）（以下「経験年数算定施設」という）で保育補助者として勤務経験がある場合のみ)
- 補助対象職員が他施設で保育士として従事した期間を証明する書類（履歴書の写し及び、過去に勤務していた施設が作成した勤務証明書の写し）（雇用開始日以前に経験年数算定施設で保育士として勤務経験がある場合のみ）【*有資格保育補助者の場合】

要綱第7条第2項（交付規則第6条第1項第1号の市長が認める軽微な変更）

- 補助対象職員の給与額の変更により、補助金の予定金額が交付決定額より低くなる場合
- 補助要件を満たさない月があり、補助金の予定金額が交付決定額より低くなる場合

要綱第7条第3項（交付規則第6条第3項の必要な条件）

- 補助対象職員に異動がある場合
- 保育補助者等の配置にかかる改善計画書（対象職員変更用）（別紙1－1－2）
 - 新たに補助対象となる補助対象職員の雇用契約書等の写し
正規職員の場合は、雇用契約書等の雇用開始日がわかる箇所の写し及び就業規則の勤務時間が定められた箇所の写し
 - 新たに補助対象となる補助対象職員の子育て支援員研修修了証書『地域保育コース』（地域型保育）等（修了者のみ）【*保育補助者の場合】

- ・新たに補助対象となる補助対象職員が事業開始時点で保育士資格を持たないことを証明するもの【*保育補助者の場合】
- ・新たに補助対象となる補助対象職員の保育士登録証の写し【*有資格保育補助者の場合】
- ・新たに補助対象となる補助対象職員が保育補助者として他施設で従事した期間を証明する書類（履歴書の写し及び勤務開始以前の勤務経験を証明する書類の写し）
(雇用開始日以前に子育て支援員研修『地域保育コース』（地域型保育）を終了し、経験年数算定施設で保育補助者として勤務経験がある場合のみ)
- ・新たに補助対象となる補助対象職員が他施設で保育士として従事した期間を証明する書類（履歴書の写し及び過去に勤務していた施設が作成した勤務証明書の写し）（雇用開始日以前に経験年数算定施設で保育士として勤務経験がある場合のみ）【*有資格保育補助者の場合】

要綱第11条第2項（交付規則第14条のこれに相当する書類その他市長が必要と認める添付書類）

- ・該当職員の当該年度分が1人1枚になった賃金台帳の写し
- ・大阪市保育人材確保対策事業補助金(保育補助者雇上げ強化事業)実績内訳書（別紙1-2）
- ・本市が指定する期間の当該施設における補助対象職員の出勤及び退勤時間が記録された書類
- ・子育て支援員研修修了証書『地域保育コース』（地域型保育）等（交付申請・変更承認申請時に提出していない保育補助者の分のみ）【*保育補助者の場合】
- ・保育補助者実習等修了証明書（雇用開始日時点で子育て支援員研修を修了していない保育補助者の分のみ）【*保育補助者の場合】

別紙2

保育体制強化事業

目的	<p>地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材（以下「保育支援者」という。）を保育に係る周辺業務に活用するために必要な費用を補助することにより、保育の体制を強化し、保育士の負担軽減によって離職防止を図り、保育士が働きやすい職場環境を整備するとともに、児童の園外活動時や特に見守り等が必要な時間帯の安全管理を図ることを目的とする。</p>																
補助要件	<p>①保育支援者の配置②児童の園外活動時の見守り等をする保育支援者の配置③スポット支援員（特に見守り等が必要な時間帯に配置される者）となる保育支援者の配置 共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育支援者（配置基準数※に含まれている者および処遇改善等加算（区分2を除く）を含む他の加算・雇用経費の補助事業の対象となる者を除く。）を、1人以上雇用又は業務委託等により配置していること。 ・保育支援者は、平成26年4月1日以降、新たに保育所等に配置された者であること。 ・保育支援者の配置による具体的な保育体制強化計画として「保育体制強化計画書」（別紙様式2-1-1）を提出するものとする。計画書には、①本事業による保育支援者の業務及び保育士の業務負担が軽減される内容、②職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組（保育支援者の配置を除く。）を記載すること。 ・保育支援者の出退勤時間を必ず記録すること。 <p>②児童の園外活動時の見守り等をする保育支援者の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・散歩マニュアルを作成していること。 ・保育支援者が行った園外活動時の見守り実績を記録すること。 ・各保育所等が本業務を行う場合は、「保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項」（令和元年6月21日）に留意し、保育支援者に対する交通安全に関する講習として、厚生労働省子ども家庭局保育課発出の平成30年9月13日付け事務連絡に記載された保育に関する実習のうち「8 安全の確保とリスクマネジメント」を含む、各園が必要な講習を実施すること。 																
補助対象	月の初日時点で補助要件を満たす月分の保育支援者の雇用に要する経費																
算定基準	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">①保育支援者の配置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1か所あたり</td> <td>月額 100,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> </td> </tr> <tr> <td>②児童の園外活動時の見守り等をする保育支援者の配置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1か所あたり</td> <td>月額 45,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> </td> </tr> <tr> <td>③スポット支援員となる保育支援者の配置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1か所あたり</td> <td>月額 45,000円</td> </tr> </table> <p>*①と合わせて③を補助対象とする場合は別の者とすること。</p>	①保育支援者の配置		1か所あたり	月額 100,000円			②児童の園外活動時の見守り等をする保育支援者の配置		1か所あたり	月額 45,000円			③スポット支援員となる保育支援者の配置		1か所あたり	月額 45,000円
①保育支援者の配置																	
1か所あたり	月額 100,000円																
②児童の園外活動時の見守り等をする保育支援者の配置																	
1か所あたり	月額 45,000円																
③スポット支援員となる保育支援者の配置																	
1か所あたり	月額 45,000円																

※ 配置基準数 公定価格の基本分単価に含まれる保育士等の数に、公定価格の各加算の適用要件及び他の事業の実施要件として配置が必要となる職員の数を加えた数をいう。

要綱第3条第2項（交付規則第4条の市長が必要と認める添付書類）

- ・保育体制強化計画書（別紙2-1-1）
- ・補助対象職員の雇用契約書等の写し
正規職員の場合は、雇用契約書等の雇用開始日がわかる箇所の写しと就業規則の勤務時間が定められた箇所の写し
業務委託等の場合は、保育支援者が配置されていること及び勤務時間が分かる書類の写し
- ・補助対象職員が保育士資格を持たないことを証明するもの
- ・施設が作成した散歩マニュアル（児童の園外活動時の見守り等をする保育支援者を配置する場合のみ）
- ・交通安全に関する講習会修了証明書（児童の園外活動時の見守り等をする保育支援者を配置する場合のみ）

要綱第7条第2項（交付規則第6条第1項第1号の市長が認める軽微な変更）

- ・対象職員の給与額の変更により、補助金の予定金額が交付決定額より低くなる場合
- ・補助要件を満たさない月があり、補助金の予定金額が交付決定額より低くなる場合

要綱第7条第3項（交付規則第6条第3項の必要な条件）

補助対象職員に異動がある場合

- ・保育体制強化計画書（対象職員変更用）（別紙2-1-2）
- ・新たに補助対象となる補助対象職員の雇用契約書等の写し
正規職員の場合は、雇用契約書等の雇用開始日がわかる箇所の写しと就業規則の勤務時間が定められた箇所の写し
業務委託等の場合は、保育支援者が配置されていること及び勤務時間が分かる書類の写し
- ・新たに補助対象となる補助対象職員が保育士資格を持たないことを証明するもの
- ・新たに補助対象となる補助対象職員の交通安全に関する講習会修了証明書（児童の園外活動時の見守り等をする保育支援者を配置する場合のみ）

要綱第11条第2項（交付規則第14条のこれに相当する書類その他市長が必要と認める添付書類）

- ・該当職員の当該年度分が1人1枚になった賃金台帳の写し
- ・大阪市保育人材確保対策事業補助金（保育体制強化事業）実績内訳書（別紙2-2）
- ・委託業者発行の委託料内訳明細等（事業者の印があるので、補助対象職員の派遣料金が分かるものに限る。）（補助対象職員を直接雇用している場合は提出不要とする。）
- ・本市が指定する期間の当該施設における補助対象職員の出勤及び退勤時間が記録された書類
- ・本市が指定する期間の保育支援者が行った園外活動時の見守り実績（児童の園外活動時の見守り等をする保育支援者を配置する場合のみ）

年　月　日

(あて先) 大阪市長

住　　所
団体名称
施設名
代表者職　氏名

年度　大阪市保育人材確保対策事業補助金交付申請書

標題の補助金について交付を受けたいので、大阪市保育人材確保対策事業補助金交付要綱第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎

- (1) 補助金の額　　金　　円
(2) 算出の基礎　　大阪市保育人材確保対策事業補助金交付要綱に基づく

2 補助事業の名称、目的及び内容

- (1) 名称　　大阪市保育人材確保対策事業補助金
(2) 目的　　添付書類のとおり
(3) 内容　　添付書類のとおり

3 補助事業の開始日及び完了予定日

年　月　日～　年　月　日

4 添付書類

- (1) 事業計画書
(2) 収支予算書
(3) 月次利用報告書
(4) 大阪市保育人材確保対策事業補助金交付要綱の別紙1から別紙2までに記載の書類

様

大阪市長

年度 大阪市保育人材確保対策事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市保育人材確保対策事業補助金については、次のとおり交付することとしたので、大阪市保育人材確保対策事業補助金交付要綱第4条第1項の規定により通知します。

1 補助金の交付額 金 円

2 補助金の交付の条件

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更をする場合には、市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となつた場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- (4) 市長が、補助金の適正な執行を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又は本市職員に当該補助事業者の事務所、事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めたときは、これに協力すべきこと。
- (5) 事業の実施に際して入手した個人情報は、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年大阪市条例第5号）の趣旨を踏まえ、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報の保護に必要な体制の整備及び措置を講じ、適正に管理すべきこと。
- (6) その他、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号）及び大阪市保育人材確保対策事業補助金交付要綱の規定を遵守すべきこと。

3 その他

本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

[様式第3号]

大こ青第

号

年月

日

様

大阪市長

年度 大阪市保育人材確保対策事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市保育人材確保対策事業補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、大阪市保育人材確保対策事業補助金交付要綱第4条第2項の規定により通知します。

(交付しない理由)

[様式第4号]

年　月　日

(あて先) 大阪市長

住　所
団体名称
施設名
代表者職　氏名

年度　大阪市保育人材確保対策事業補助金交付申請取下書

年　月　日付け大阪市指令こ青第　　号にて通知のあった大阪市
保育人材確保対策事業補助金の交付決定について、大阪市保育人材確保対策事業補助
金第5条第1項の規定により申請を取り下げます。

1 補助金交付決定通知書を受け取った日　　年　月　日

2 取下げの理由

年　月　日

(あて先) 大阪市長

住　　所
団体名称
施設名
代表者職 氏名

年度 大阪市保育人材確保対策事業補助金変更承認申請書

年　月　日付け大阪市指令こ青第　　号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、大阪市保育人材確保対策事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり変更の承認を申請します。

1 変更する内容及びその理由

別紙のとおり

2 既に交付決定を受けた補助金額及び事業の内訳

(1) 交付決定額	金	円
(2) 内訳		
保育補助者雇上げ強化事業		円
保育体制強化事業		円

3 補助金交付変更申請額及び事業の内訳

(1) 交付変更申請額	金	円
(2) 内訳		
保育補助者雇上げ強化事業		円
保育体制強化事業		円

年　月　日

(あて先) 大阪市長

住　　所

団体名称

施設名

代表者職　氏名

年度　大阪市保育人材確保対策事業補助金中止・廃止承認申請書

年　月　日付け大阪市指令こ青第　　号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、大阪市保育人材確保対策事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり中止・廃止の承認を申請します。

(中止・廃止の理由 (中止の場合は、その期間))

大阪市指令こ青第

号

年 月

日

様

大阪市長

年度 大阪市保育人材確保対策事業補助金変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市保育人材確保対策事業補助金変更承認申請については、補助事業の内容等の変更を承認したので、大阪市保育人材確保対策事業補助金交付要綱第7条第4項の規定により通知します。

1 承認した内容

(1) 変更承認額	金	円
(2) 内 訳	保育補助者雇上げ強化事業	円
	保育体制強化事業	円

[様式第8号]

大阪市指令こ青第

号

年 月

日

様

大阪市長

年度 大阪市保育人材確保対策事業補助金中止・廃止承認通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市保育人材確保対策事業補助金中止・廃止承認申請については、補助事業の中止・廃止を承認したので、大阪市保育人材確保対策事業補助金交付要綱第7条第4項の規定により通知します。

1 中止・廃止年月日（中止の場合は、その期間）

2 中止・廃止する内容

[様式第9号]

大阪市指令こ青第

号

年 月

日

様

大阪市長

年度 大阪市保育人材確保対策事業補助金変更不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市保育人材確保対策事業補助金変更承認申請については、次の理由により承認しないこととしたので、大阪市保育人材確保対策事業補助金交付要綱第7条第5項の規定により通知します。

(承認しない理由)

[様式第 10 号]

大阪市指令こ青第

号

年 月

日

様

大阪市長

年度 大阪市保育人材確保対策事業補助金
事情変更による交付決定取消・変更通知書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて交付決定した大阪市
保育人材確保対策事業補助金について、大阪市保育人材確保対策事業補助金交付要綱
第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり取消し・変更したので通知します。

1 取消し・変更の内容

2 取消し・変更の理由

年　月　日

(あて先) 大阪市長

住 所
団体名称
施設名
代表者職 氏名

年度 大阪市保育人材確保対策事業補助金実績報告書

年　月　日付け大阪市指令こ青第　　号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、大阪市保育人材確保対策事業補助金交付要綱第 11 条第 1 項の規定により、次のとおり実績を報告します。

1 補助事業の名称 大阪市保育人材確保対策事業補助金

2 補助金の予定金額 金 円

3 その他必要事項

- (1) 補助金の交付決定額とその精算額
- (2) 補助事業の実績

4 添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 月次利用報告書
- (4) 大阪市保育人材確保対策事業補助金交付要綱の別紙 1 から別紙 2 までに記載の書類

[様式第 12 号]

大 こ 青 第 号
年 月 日

様

大阪市長

年度 大阪市保育人材確保対策事業補助金額確定通知書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて交付決定した大阪市
保育人材確保対策事業補助金については、次のとおり補助金額を確定したので大阪市
保育人材確保対策事業補助金交付要綱第 12 条の規定により通知します。

確定金額 金 円

[様式第 13 号]

年　月　日

(あて先) 大阪市長

住 所
団体名称
施設名
代表者職 氏名

年度 大阪市保育人材確保対策事業補助金精算書

年　月　日付け大阪市指令こ青第　　号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、大阪市保育人材確保対策事業補助金交付要綱第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり精算内容を提出します。

1 精算内容　受領額　金　円

　　支出額　金　円

　　差引剰余(又は不足)額　金　円

2 添付書類

- (1) 収支決算書
- (2) 経費の支出を確認できる領収書の写し等

[様式第 14 号]

大 こ 青 第 号
年 月 日

様

大阪市長

年度 大阪市保育人材確保対策事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて交付決定した大阪市
保育人材確保対策事業補助金については、次のとおり交付決定を取消したので、大阪
市保育人材確保対策事業補助金交付要綱第 14 条第 3 項の規定により通知します。

1 取消しの内容

2 取消しの理由

[様式第 15 号]

大こ青第 号
年 月 日

様

大阪市長

年度 大阪市保育人材確保対策事業補助金返還決定通知書

年 月 日付け大こ青第 号による大阪市保育人材確保対策事業補助金の取消しに伴い、大阪市保育人材確保対策事業補助金交付要綱第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり返還を求めます。

1 返還決定額 金 円

2 返還期日 年 月 日

3 返還方法 別添の納付書による

[様式第 16 号]

大こ青第 号
年 月 日

様

大阪市長

年度 大阪市保育人材確保対策事業補助金額更正通知書兼返還決定通知書

年 月 日付け大こ青第 号にて確定した大阪市保育人材確保対策事業補助金については、次のとおり補助金額を更正したので、大阪市保育人材確保対策事業補助金交付要綱第 16 条第 1 項の規定により通知し、返還を求めます。

1 更正内容

更正前の額	更正後の額	差額
円	円	円

2 返還決定額 金 円

3 返還期日 年 月 日

4 返還方法 別添の納付書による